

(仮訳)

ロシア連邦政府

決定

2022年12月20日付第2353号

モスクワ

特定の種類の肥料の搬出に対する時限的な量的制限の導入について

ロシア連邦の食糧安全保障確保のため、連邦法「対外貿易活動の国家規制の基本について」および2014年5月29日付ユーラシア経済連合条約（附属書7）にもとづいて、ロシア連邦政府は下記を**決定する**：

1. ロシア連邦領内からユーラシア経済連合加盟国でない国家に向けた鉱物性肥料（以下、「肥料」）の搬出を総量で1,183万8,817 tに制限することを定める。そのうち：

2023年1月1日から同年5月31日まで（同日を含む）－ユーラシア経済連合対外経済活動商品分類コード3102 10 100 0および3102 10 900 0のものは462万4,687 t、ユーラシア経済連合対外経済活動商品分類コード3102 80 000 0のものは125万3,447 t、ユーラシア経済連合対外経済活動商品分類コード3105 20 100 0および3105 20 900 0のものは268万8,328 t、ユーラシア経済連合対外経済活動商品分類コード3105 40 000 0のものは173万9,062 t、ユーラシア経済連合対外経済活動対象商品分類コード3105 59 000 0のものは47万9,774 tとする；

2023年1月1日から同年3月31日まで（同日を含む）－ユーラシア経済連合対外経済活動商品分類コード3102 30 100 0および3102 30 900 0のものは22万5,000 tとする；

2023年4月1日から同年5月31日まで（同日を含む）－ユーラシア経済連合対外経済活動商品分類コード3102 30 100 0および3102 30 900 0のものは82万8,519 tとする。

2. 本決定第1項に掲げる非関税割当は：

a) 2023年1月1日以降にユーラシア経済連合関税領域から搬出される肥料であって、通関手続きにもとづいて申告され、および通関されるものに対しても適用される。

b) 以下に対しては適用されない：

ロシア連邦領外を起点および終点とする国際中継輸送の一環としてロシア連邦領内から搬出される肥料、ならびにロシア連邦を原産地とする肥料であって、ロシア連邦領内の地点同士の間を外国国家の領土を経由して輸送される肥料；

アプハジア共和国および南オセチア共和国に向けて搬出される肥料；

ユーラシア経済連合対外経済活動品目表3102 10 100 0および3102 10 900 0に分類される窒素酸化物液体還元剤AUS 32およびAUS 40であって、ロシア連邦産業商業省が所定の手順にしたがって交付した許可証にもとづくもの；

ユーラシア経済連合関税領域からの搬出を容認する通関手続きにしたがって通関される肥料であって、海

洋船舶への船積み指示書を有するか、または公開型株式会社「ロシア鉄道」が2023年1月1日より前に輸送のために引き受けたもの。

3. ユーラシア経済連合関税法典が定める定期申告および不完全税関申告の適用に関する制限は、搬出時にロシア連邦産業商業省が交付したライセンスを有している肥料には適用されない。

4. 以下を定める：

a) 本決定第1項に掲げる非関税割当の分配は、以下のようにこれを行う：

肥料生産者であって、2015年7月17日付ロシア連邦政府決定第719号「工業製品がロシア連邦領内で生産されていることの証明について」にしたがって交付された、工業製品がロシア連邦領内で生産されたことを証明する文書を有するところの対外貿易活動参加者たちの間で、または肥料生産者が権限を与えた法人（以下、「対外貿易活動参加者」）であって、その承認済みの貿易販売ポリシーにつき当該の対外貿易活動参加者が連邦反独占局との間で合意し、かつ当該ポリシーが情報通信網「インターネット」上の対外貿易活動参加者の公式サイトに掲載されているところの者たちの間で；

農業生産者および配合飼料生産企業による肥料買付け計画であって、ロシア連邦農業省がロシア連邦産業貿易省との合意にもとづいて承認したところのものに定められている量（物理的な重量による）を考慮に入れて；

b) 本決定第1項に掲げる非関税割当の利用は、ロシア連邦産業商業省が「物品の輸出および（または）輸入に対するライセンスおよび許可書の交付規則」（2014年5月9日付ユーラシア経済連合条約の附属書7である「第三国に対する非関税的な規制措置に関する議定書」への附属書）にもとづき本決定第5項b)号に示す手順にしたがって交付したライセンス（以下、「ライセンス」）にもとづいて実施される。当該ライセンスは、その交付の日から、ただし2023年1月1日以降から、有効となる。

5. ロシア連邦産業商業省は、ロシア連邦農業省との合意のもとに、以下の文書を2022年12月20日までに承認する：

a) 本決定第1項に掲げる非関税割当量を対外貿易活動参加者間において分配するための計算手順、および当該の非関税割当量の変更手順；

b) ライセンスの交付、一時停止および取り消しの手順。

6. ロシア連邦産業商業省は、2022年12月24日までに、対外貿易活動参加者間において本決定第1項に掲げる非関税割当の分配を行う。

7. 連邦反独占庁は以下を行う：

a) 窒素肥料および窒素含有肥料の販売を定めるもので、連邦反独占局による承認を受ける、貿易販売ポリシーの策定（貿易販売ポリシーにおいて定める鉱物性肥料の需要家向け価格形成規定、値引き〔割り増し、追加料金〕の条件およびその大きさの決定を含む）に関する指針の適用における諸問題につき、対外貿易活動参加者に対して説明を行う；

b) 反独占審査の実施にあたり、肥料生産者たる事業主体および肥料生産者たる事業主体と同一のグループに属する肥料供給者に対しては、それらの者が貿易販売ポリシーにおいて農産物生産者に対する鉱物性肥料の販売義務を引き受けていることを理由とし、反独占法が定める責任追及措置を適用しない。

8. 連邦税務庁は、税務審査の実施にあたり、肥料生産者たる事業主体および肥料生産者たる事業主体と同一のグループに属する肥料供給者が貿易販売ポリシーによって定めている価格形成規定および条件を考慮する。

9. 連邦関税庁は、以下を行う：

a) ロシア連邦産業商業省の交付したライセンスにもとづいて輸出通関手続きに付された肥料の量が本決定第1項に掲げる非関税割当量の範囲内にあるよう監督を行う；

b) ライセンスの有効期限内にロシア連邦領内から肥料が搬出されることを容認する；

c) 報告対象月（2023年1月より）の最終日から10暦日以内に、ロシア連邦から搬出された肥料の当該月分の量および累計量に関するデータをロシア連邦産業商業省およびロシア連邦農業省に提出する。

10. 本決定の実行は、ロシア連邦産業商業省および連邦関税庁が、ロシア連邦政府が定めた限られた数の人員および所定の任務にかかわる指導および管理のために当該省庁に対して定められた連邦予算割当ての範囲内で、これを行う。

11. 本決定はそれが公布された日をもって発効する。

ロシア連邦政府議長

M. ミシュスチン